

○金融庁告示第六十三号

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第九十三条の規定に基づき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十六年十月十四日から適用する。

平成二十六年十一月十四日

金融庁長官 細溝 清史

第三条中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十六年六月三十日」に改める。

別表二中

「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク（Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements）」

を

「財務報告に関する Financial Repo

する概念フレームワーク（The Conceptual Framework for

ring）」

に改め、同表国際財務報告基準（IFRS）第13

号の項の次に次のように加える。

国際財務報告基準（I F R S） 第14号	規制繰延勘定（Regulatory Deferral Accounts）
国際財務報告基準（I F R S） 第15号	顧客との契約から生じる収益（Revenue from Contracts with Customers）

別表二中国際会計基準（I A S）第11号の項及び国際会計基準（I A S）第18号の項を削り、同表国際会計基準（I A S）第37号の項中「偶発債務」を「偶発負債」に改める。